様式第2号 　[両面印刷]

**秘密保持誓約書**

(以下「乙」という。) は、「次期税系・次期国民健康保険・次期国民年金システム基本計画策定業務委託業者選定」（以下「本業者選定」という。）の秘密保持に関し、新潟市（以下「甲」という。）に対し次のとおり誓約します。

（目的）

第１条　本秘密保持誓約は、甲が本業者選定において開示した情報の秘密保持について、乙が誓約するものです。

（秘密情報）

第２条　本誓約において、秘密情報とは、本誓約書提出日以降に甲から乙に対して開示される本業者選定の仕様書付属資料等の情報で、公には入手できない情報とします。

（適用除外）

第３条　前条にかかわらず、本誓約に関して次の各号に該当する情報は、秘密の表示又は明示の有無を問わず、本誓約書にいう秘密情報に当たらないものとします。

（１） 乙が甲から開示された時点で既に合法的に知得していたか、又は公知の情報

（２） 乙が甲から開示を受けた後、乙の責によらず公知となった情報

（３） 乙が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報

（４）甲より開示又は提供を受けた時点で乙が既に知っていた情報

（５）裁判所又は行政機関からの命令、若しくは、法令に基づき提出を求められた情報

（秘密保持）

第４条　乙は、甲から開示された秘密情報を甲の事前の書面による許可がない限り、秘密情報を第三者に対して開示または漏洩しません。

（目的外使用の禁止）

第５条　乙は、秘密情報を本業者選定のために必要な限りにおいて利用できるものとし、事前に甲の書面による許可を得ない限りは、本業者選定以外の目的には、一切使用又は利用しません。

（損害賠償）

第６条　乙が本誓約に違反して秘密情報を外部に漏洩したり、外部に持ち出したりしたことで甲が損害を被った場合には、甲は乙に対して損害賠償を請求し、かつ、甲が適当と考える必要な措置を採っても構いません。

（情報の返還）

第７条　乙は、甲から開示・提供を受けた秘密情報(甲の事前の承認を得て作成した複製物を含む)は、本業者選定終了後、直ちに甲に返却又は引き渡します。

ただし、甲から別に廃棄等の指示を受けたときは、その指示に従います。

（協議事項）

第８条　乙は、本誓約に定めの無い事項に関しては、別途甲と協議のうえ円満に解決を図ります。

誓約日 　 年 月 日

(乙) 住 所

会社名

代表者　 　　印